

農業委員会第 36 回総会議事録

1 日 時 令和 8 年 6 月 12 日（金）午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分

2 場 所 鈴鹿市役所 本館 12 階 1203 会議室

3 出席委員（15 人）

会長 鈴木 秀	会長職務代理者 森田 昭則	
1 番 前田 和幸	2 番 間崎 孝至	3 番 桐生 五郎
5 番 打田 光橋	6 番 浦川 広巳	7 番 山中 進
8 番 阪田 泰久	9 番 市川 正之	10 番 舘 宣一
12 番 平子 伸	13 番 稲田 利幹	14 番 上田 みね子
16 番 大野 久美子		

4 欠席委員（4 人）

4 番 渥美 利男	15 番 豊田 栄美子	17 番 小林 登志樹
19 番 鈴木 啓之		

5 事務局

農業委員会事務局 中西次長、森総務 G L、吉村農地 G L、今村、島田

6 議事

第 1 号議案	農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権）
第 2 号議案	農地法第 3 条の規定による許可申請について（貸借権）
第 3 号議案	農地法第 4 条の規定による許可申請について
第 4 号議案	農地法第 5 条の規定による許可申請について（所有権）
第 5 号議案	農地法第 5 条の規定による許可申請について（貸借権）
第 6 号議案	農用地利用集積等促進計画について
報告事項第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

報告事項第 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等届出）

報告事項第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（所有権）

報告事項第 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（貸借権）

報告事項第 7 号 農地の転用事実に関する照会について（法務局）

報告事項第 8 号 非農地証明願いについて

報告事項第 9 号 取下願・取消願の承認について

報告事項第 10 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 36 回総会を開会いたします。開会にあたりまして、鈴木会長より御挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。引き続き、総会の議事進行よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 36 回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号 第 5 番 打田光橋委員、議席番号 第 6 番 浦川広巳委員をお願い申し上げます。

それでは、議事第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。議案書1ページをご覧ください。

まず、1の50番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は79㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、1の68番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目ともに田が3筆、合計面積は3,612㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、1の69番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目ともに田が2筆、合計面積は2,191㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、1の70番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目ともに田が4筆、合計面積は2,934㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、7の58番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目は田・現況地目は畑、面積は253㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、7の73番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目ともに畑が1筆、登記地目・現況地目ともに田が2筆、合計面積は1,036㎡です。取得後は果樹を栽培するとの申請です。

続きまして、8の53番は飯野地区、申請地は道伯町地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は696㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、9の59番は河曲地区、申請地は須賀一丁目地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は128㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、耕運機、草刈り機等を所有し、農地を自家菜園として利用する予定であり、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、9の65番は河曲地区、申請地は須賀二丁目地内、登記地目は田・現況地目は畑、面積は165㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、10の60番は一ノ宮地区、申請地は高岡町地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は158㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、12の66番は玉垣地区、申請地は肥田町地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は513㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、15の54番は栄地区、申請地は中瀬古町地内、登記地目・現況地目ともに畑が2筆、合計面積は508㎡です。取得後は野菜や果樹を栽培するとの申請です。

続きまして、15の55番は栄地区、申請地は中瀬古町地内、登記地目・現況地目と

もに畑が 3 筆、合計面積は 570 m²です。取得後は野菜や果樹を栽培するとの申請です。

続きまして、15 の 56 番は栄地区、申請地は中瀬古町地内、登記地目・現況地目ともに畑が 3 筆、合計面積は 591 m²です。取得後は野菜や果樹を栽培するとの申請です。

続きまして、17 の 52 番は合川地区、申請地は徳居町地内、登記地目・現況地目ともに田が 2 筆、合計面積は 3,626 m²です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、17 の 57 番は合川地区、申請地は三宅町地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は 1,461 m²です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、17 の 61 番は合川地区、申請地は徳居町地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は 1,791 m²です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、18 の 62 番は井田川地区、申請地は西富田町地内、登記地目は畑・現況地目は田が 6 筆、合計面積は 6,025 m²です。取得後は水稻や小麦を栽培するとの申請です。

続きまして、20 の 67 番は椿地区、申請地は山本町地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は 291 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、自家菜園として利用する予定であり、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、22 の 51 番は鈴峰地区、申請地は長沢町地内、登記地目・現況地目ともに畑が 3 筆、登記地目は田・現況地目は畑が 1 筆、登記地目は原野・現況地目は畑が 1 筆、合計面積は 3191.65 m²です。取得後は茶を栽培するとの申請です。

続きまして、23 の 63 番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目・現況地目ともに田が 2 筆、登記地目・現況地目ともに畑が 2 筆、合計面積は 2,190 m²です。取得後は水稻と野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、23 の 64 番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目・現況地目ともに田が 5 筆、合計面積は 6,756 m²です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は 22 件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 1 号議案につきまして、何か御意見御異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第 1 号議案は承認といたします。

続きまして、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。議案書5ページを御覧ください。

まず、21の3番は深伊沢地区、申請地は三畑町地内、登記地目・現況地目とも畑が1筆、合計面積は1,059 m²です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、トラクターを所有しており、地区委員会においても健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

以上、申請件数は1件、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、御審議のほど宜しく願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何か御意見御異議ございませんか。

森田職務代理

借受人の住所地区が申請地からやや遠いですが、通作距離の条件はどうなっていますか。

事務局

目安としては、1時間以内となっており、過去には名古屋在住の申請人について認められたケースがあります。距離が遠い場合、聞き取りを後ケースバイケースで判断としております。

議長（会長）

ほかに無いようでございますので、第2号議案は、承認といたします。

続きまして、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

議案書6ページ、及び位置図の1ページを御覧ください。

まず、21の1番は、深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目は山林、現況地目は畑、面積は115 m²です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。申請人は、相続により取得した農地や宅地の管理を行う際、駐車場が無く路上駐車をしている状況です。近隣への迷惑などを考え、新しく駐車場を確保するため、今回の申請に至りました。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地につきましては、原則として許可しない農地ですが、転用目的が農業用施設に該当するため、例外的に

許可し得るものと考えています。

以上、申請件数は1件、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、御審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何か御意見御異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第3号議案は、承認といたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。議案書7ページ、及び先ほど御覧いただいた位置図の続き2ページを御覧ください。

まず、1の17番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は287㎡です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。申請者は建設業を営んでおり、国府地区を拠点に市内に事業拡大する予定であり、資材置き場を確保するために今回の申請に至りました。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、1の26番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は2,009㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、436.58㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、1の29番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は2,285㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、436.58㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、3の18番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・現況地目とも畑が2筆、合計面積は3,239㎡です。申請内容は、一体利用地347㎡と合わせて、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、1,772.2㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、こちらは3,000㎡を超える案件の為、6月10日に現地確認を実施しています。

続きまして、5の27番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は991㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、414.98㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の23番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目と

も畑が4筆、合計面積は1,107 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、479 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、9の19番は河曲地区、申請地は国分町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は802 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、404.33 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、9の20番は河曲地区、申請地は国分町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は1,052 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、396.57 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の24番は栄地区、申請地は中瀬古町地内、登記地目・現況地目とも畑が3筆、合計面積は979 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地として転用するものです。パネル設置面積は、366.32 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の25番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目・現況地目とも畑が2筆、合計面積は655 m²です。申請内容は、当該地を資材置場及び駐車場用地として転用するものです。申請者は土木建築業を営んでおり、郡山近隣での受注が増加していることから資材置場と作業員の駐車場を確保するため、申請に至りました。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、17の22番は合川地区、申請地は三宅町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,685 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地として転用するものです。パネル設置面積は、425 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、19の28番は久間田地区、申請地は下大久保町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は2,075 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地として転用するものです。パネル設置面積は、436.58 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、19の30番は久間田地区、申請地は下大久保町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は1,351 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地として転用するものです。パネル設置面積は、457.54 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、19の31番は久間田地区、申請地は下大久保町地内、登記地目・現況地目とも田が1筆、畑が4筆、合計面積は1,034 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地として転用するものです。パネル設置面積は、446.9 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、23の21番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑が2筆、合計面積は525 m²です。申請内容は、一体利用地744 m²と合わせて、

当該地を駐車場用地として転用するものです。自治会の駐車場が県道の拡幅にかかるため、新たな駐車場を増設するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、申請件数は15件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、御審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何か御意見御異議ございませんか。

山中委員

譲受法人の代表者が外国籍でも問題はありませんか。

事務局

国籍による取得制限の要件はございません。なお、御指摘の事案につきましては日本の法人です。なお、外国籍の譲受人につきましては、これまで農地法3条申請で個人から申請を受け、総会で許可をしたことがあります。

議長（会長）

ほかにございませんか。別段無いようでございますので、第4号議案は、承認いたします。

続きまして、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）について、でございます。

議案書10ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き17ページ目をご覧ください。

まず、3の16番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は456㎡です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。

申請者は建設業を営んでおり、現在、知人の敷地を資材置場として利用しているが、今回、高塚町地内へ転居することから、自宅の近くに資材置場を確保するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、5の17番は石薬師地区、申請地は上野町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は211㎡です。申請内容は、一体利用地228㎡と合わせて、分家住宅用地とするものです。農地区分については、第2種農地と判断されます。

続きまして、11の14番は箕田地区、申請地は上箕田一丁目地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は421.68㎡です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

続きまして、15の15番は栄地区、申請地は五祝町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は400㎡です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地につきましては、原則として許可し

ない農地ですが、集落に接続する農地であるため、例外的に許可し得るものと考えています。

続きまして、20 の 13 番は椿地区、申請地は椿一宮町地内、登記地目 畑・現況地目 雑種地、面積は 5,435 m²です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。申請者は、椿グリーンパークを経営しており、利用者の増加に伴い駐車場が不足しているため、今回の申請に至りました。農地区分は、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地につきましては、原則として許可しない農地ですが、既存施設の拡張を行う農地であるため、例外的に許可し得るものと考えています。なお、申請人は、令和 5 年 4 月に、一部を造成して駐車場として利用していた旨の始末書が提出されております。また、3,000 m²を超える案件であるため、6 月 10 日に現地確認を行っています。

以上、申請件数は 5 件、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、御審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 5 号議案につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第 5 号議案は、承認といたします。

続きまして、第 6 号議案農用地 利用集積等 促進計画について事務局より説明いたします。

事務局

計画書 1 ページをお開きください。

1 ページは国府地区です。1 番から 4 番は、10a 当たり 10,000 円、及び 10a 当たり米 30kg の賃貸借です。

2 ページは庄野地区です。5 番と 6 番は、10a 当たり米 9 kg の賃貸借です。

3 ページから 5 ページは加佐登地区です。7 番から 22 番は、10a 当たり 5,500 円から 16,500 円の賃貸借、及び使用貸借です。

6 ページは石薬師地区で、23 番から 28 番は、使用貸借、及び 10a 当たり 10,000 円の賃貸借です。

7 ページは、稻生地区です。29 番と 30 番は、使用貸借です。

8 ページは、河曲地区です。31 は、10a 当たり米 30kg の賃貸借です。

9 ページは、一ノ宮地区です。32 番から 38 番は、10a 当たり米 25kg から 50kg の賃貸借です。

10 ページは若松地区です。39 番から 42 番は、10a 当たり米 25kg と 35kg の賃貸借です。

11 ページは天名地区で、43 番から 45 番は、収穫高に応じた現金、米 25kg 相当と米 50kg 相当の現金での賃貸借です。

12 ページから 16 ページは合川地区です。46 番から 79 番は、10a 当たり 10,000 円の現金、1 筆で 10,000 円の現金、10a 当たり米 30kg、及び 2 筆で米 150kg の賃貸借です。

17 ページから 33 ページは久間田地区です。80 番から 195 番は、10a 当たり 10,000 円の現金、及び使用貸借です。

34 ページは椿地区です。196 番から 200 番は、10a 当たり 10,000 円の現金、及び収穫高に応じた物納、及び使用貸借です。

35 ページは深伊沢地区です。201 番と 202 番は、10a 当たり 5,000 円と 10,000 円の賃貸借です。

36 ページから 43 ページは、鈴峰地区です。203 番から 240 番は、8 筆で 135,000 円、2 筆で 70,000 円、1 筆で 50,000 円の賃貸借及び使用貸借です。

44 ページは庄内地区です。246 番は、10a 当たり 20kg の賃貸借です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が促進計画を策定する場合は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、意見の聴取について照会がありました。書類審査及び地区委員会の審査の結果、計画書の内容について特に問題のないものと判断しておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 6 号議案につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。

浦川委員

1 の 1 番などを貸借する法人について、住所が遠方ですが、事務局がこちらにあるということでしょうか。また、既存の農地面積について記載が無いことが気になります。

事務局

当該法人については、亀山市で既に営農していると聞いております。法人の詳細については、定期報告がなされてから反映される予定です。

議長（会長）

ほかにありませんか。別段無いようでございますので、第 6 号議案は承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 10 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（報告事項説明）

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第 1 号から第 10 号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、御質問等ございませんか。

議長（会長）

ほかにありませんか。別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。議事進行へのご協力、ありがとうございました。

次に、その他事項に移らせていただきます。

その他事項 1 点目、「令和 7 年度 最適化の推進の状況等の公表について」事務局から説明をお願いします。

事務局

資料 1 をご覧ください。1 ページは、令和 7 年 4 月 1 日現在の、農業委員会の状況を記載しています。次に 2 ページ中段の③実績でございます。集積目標の 3,539ha に対し、集積実績は、3,284ha、新規で 217ha で達成状況は、94.7%でございました。農業委員会の点検結果は記載のとおりです。次に（2）遊休農地に関しましては、令和 7 年 4 月の現状 151ha に対し、3 ページ④その他の実績 163ha となり、12ha の増加となりました。農業委員会の点検結果は記載のとおりです。（3）新規参入の促進の目標は、35.5ha となっておりますが、4 ページ上段の新規参入者への貸付等の実績がありませんでしたため、施策の再検討が必要と農業委員会の点検結果に記載いたしました。次に 2 最適化活動の活動目標は記載のとおりでございました。5 ページの目標の達成状況の評語は、国の基準に従い各項目の目標達成率により採点した結果、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。5 ページ最下段の推進委員等の点検・評価結果につきましては、各委員から提出された活動記録簿により、評価しましたところ「目標に対し期待を上回る結果が得られた」が 12 人、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」が 12 人、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」が 20 人となりました。令和 7 年度は、計 24 人の委員さんが、活動日数目標の月 8 日を超える活動を行ったことになりました。御自分の圃場に行く際に農地パトロールを実施いただいた案件などを報告していただくと評価が上がっていきますので、委員の皆様には、月 8 日以上活動を目標にして、日々の活動を報告書に記入いただくことをお願いします。次に 6 ページ「3 事務の実施状況」は記載のとおりとなっております。最後に、6 月 26 日（金）開催の地区連絡協議会において結果を報告後、農林水産省通知により、6 月末までにこの実施状況を公表することとなります。以上でございます。

議長（会長）

事務局から説明がありましたこの件につきまして、何か、御質問はございませんか。

森田職務代理

女性だけでなく、若手の農業委員を増やすのは目標としてありますか。

事務局

若手農業者に委員を担っていただくという我が国の課題はありますが、目標設定はございません。

議長（会長）

ほかに無いようですので、この件は、以上とさせていただきます。次に、その他事項２点目、次期農地利用最適化推進委員について、事務局から説明をお願いします。

事務局

次期農地利用最適化推進委員につきましては、２月１３日の総会で報告いたしました、資料２の名簿のとおり、２５名が候補者となっております。今後の予定としましては、７月２１日の新農業委員さんでの第１回総会で、鈴鹿市農地利用最適化推進委員の委嘱を行います。以上でございます

議長（会長）

事務局から説明がありました。この件に関しまして、御質問等はございますか。よろしいですか。別段無いようですので、この件は、以上とさせていただきます。次に、その他事項３点目、表彰対象者について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料３をご覧ください。農業委員と農地利用最適化推進委員を、通算で３期９年以上、かつ、７月２０日に退任される予定の方々が、表彰の対象になります。対象となる２名の方々には、７月２１日の新委員の任命式におきまして、表彰をさせていただく予定です。対象の方は御出席いただきますようお願いいたします。説明は、以上です。

議長（会長）

事務局から説明がありました。この件に関しまして、御質問等は、ございますか。よろしいですか。別段無いようですので、この件は、以上とさせていただきます。次に、その他事項４点目、身分証明書の返却について、事務局から説明をお願いします。

事務局

次回７月１４日の総会で、３年前の任命式でお渡ししました身分証明書を御返却いただきますようお願いいたします。以上です。

議長（会長）

事務局から説明がありました。この件に関しまして、御質問等は、ございますか。よろしいですか。別段無いようですので、この件は、以上とさせていただきます。

予定しておりました事項は以上となりますが、折角の機会ですので、委員の方から他に何かございませんでしょうか。

別段無いようですので、この後は、事務局でお願いします。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。